

同志社国際高校研修旅行における船舶転覆事故に乗じた教育介入に抗議する ～今こそ子どもたちと平和を語ろう～

2026 年 6 月 22 日

京都教育センター 運営委員会

代表 山岡 雅博

【本声明のポイント】

- 本センターは教育活動中の死亡事故に対して、亡くなった方に哀悼の意を表し、他の学校においても事故の再発を防止する対応を求めます。再発防止に向けて、教育行政が学校に対して調査・指導することに対して反論するものではなく、事故を利用して学校の教育内容に介入したことに抗議するものです。
- 文部科学省（以降、文科省）や京都府知事には各学校の教育内容を調査し判定する権限はないにもかかわらず、「教育基本法（以降、教基法）14条に反する」と認定したことは、教基法16条が禁ずる「不当な支配」にあたります。
- 京都府知事は私立学校に対する許認可や法令違反の有無などを確認するものの、教育内容に介入したり、事故に対する懲罰的な助成金削減をしたりする権限はありません。
- 平和憲法への攻撃がかけられている今こそ、子どもたちと平和について考え学びあう取り組みをすすめることを呼びかけます。

【声明】

学校における教育活動において、同校の女子生徒1名の尊い命が失われ多くの生徒が負傷したことは極めて遺憾です。お亡くなりになられた生徒とご家族の皆様には心より哀悼の意を表明いたします。また、負傷された生徒の皆様の1日も早い心身のご回復をお祈りいたします。こうした悲惨な事故が繰り返されることがないように、同校および関係諸機関はさらなる検証と改善を講じる必要があることは言うまでもありません。

今回、文科省と京都府は、安全管理上の問題とは別に、同校の研修旅行等について「総合的に勘案」して「特定の見方・考え方に偏った取り扱い」であり「教育基本法第14条に反する」としました。これらの教育行政機関が、各学校の教育内容に踏み込んでそれを法律違反だと断定したことは極めて重大な問題です。そもそも、各学校の教育活動について教基法に照らして違反があったかどうか等の調査を行い、それを判定する権限は、本来、文科省にも京都府知事にもありません。

今回の文科省と京都府知事の対応は、教基法第16条が禁じている教育への「不当な支配」にあたります。学校の教育課程は教育活動の全体計画として、子ども・地域の実態をふまえてそれぞれの学校で編成するものであり、その教育課程への評価や改善も各学校において行われるべきものです。今回の対応は、各学校に

において編成されるべき教育課程に直接踏み込み、その是非について「判定」するもので、国と地方公共団体による重大な教育への介入であり、教育の自由を侵害するものです。教育行政の学校に対する「監督」は、教育内容に及ぶことはあってはならず、明らかに教育課程の基準を逸脱した場合等にのみ指導と是正を求めることに限定されなければなりません。

文科省は、私立学校法人に対して直接的な学校監督権限を持っておらず、全国的な制度的基準や学校法人制度全体の指導を行います。京都府知事は、高等学校以下の私立学校を所轄していますが、その権限はあくまで私立学校の設置・廃止の認可や、財務・法令遵守に関する監督です。私立学校の教育課程の編成に対する監督は学校の自主性を尊重しつつ、重大な法令違反の場合にのみ、学校法人に対し教育課程の変更命令や是正指導を行い、その上で、なお是正されない場合にのみ、助成金の減額・不交付や、募集停止・閉鎖命令などが科される可能性があります。

京都府知事は、同校の教育内容について「教育の在り方として法に反すると考えられる」とし、拙速に私学助成の削減を検討する方針を表明していますが、私学助成は、教育条件整備のために行われているもので、教育内容の当否を判定して、懲罰的に減額することなど認められません。根拠のない事由による私学助成削減は、同校の生徒や保護者にとって直接・間接に多大な不利益を及ぼすものでもあり、決して行うべきではありません。

そもそも、今回、文科省と京都府知事が同校の研修旅行等が「反する」とした教基法第 14 条第 2 項では「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」としていますが、これは第 1 項で「公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と定めて政治的教養を身につける教育をおおいにすすめる重要性を示したものであり、第 2 項はその制約条件について極めて限定的に示したものです。実際に政治的な争点となっている現場を見て考える取り組みは、法令違反どころか教基法に即した重要な教育活動です。あいまいな「政治的中立性」といった言葉を教育現場におしつけるような圧力は、教基法の本質に反します。

教基法は、戦前に軍国主義教育をすすめ子どもたちを戦場に送り出した痛苦の経験から、平和憲法とともに制定されました。その第 1 条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」国民の育成を目的とし、「公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」としています。京都でも公私を問わず多くの学校において、児童・生徒の発達段階や地域の実態を踏まえ、多様な平和教育が実施されています。今回の事故と文科省・京都府知事の対応により、平和教育を萎縮させるようなことがあってはなりません。世界の各地で武力紛争が絶えず、平和憲法に対する攻撃がかけられている今こそ、子どもたちと平和について考え学びあう取り組みをおおいに展開することを呼びかけます。

以上